

第6期 横浜市子ども・子育て会議

第2回 子育て部会

日時：令和5年10月17日（火）
午後5時30分～7時30分

議事次第

1 開会

2 議題

- (1) 「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における令和4年度点検・評価について
- (2) その他

3 閉会

【資料】

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 委員名簿
- 資料2 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 事務局名簿
- 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例
- 資料4 横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- 資料5 令和4年度 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
- 資料6 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検評価

横浜市子ども・子育て会議 委員名簿【第6期 令和4年11月～令和6年10月】

＜子育て部会＞

(敬称略・50音順)

	所 属 ・ 役 職 等		委 員
1	市民委員		うえおか ともこ 上岡 朋子
2	一般社団法人ラシク045		きん あき 金 明希
3	横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会		たなか けん 田中 健
4	東京福祉大学短期大学部こども学科 専任講師	◎	ほり さとこ 堀 聡子
5	横浜商工会議所女性会 副会長		まつい ようこ 松井 陽子
6	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	○	みずたに たかし 水谷 隆史
7	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長		やぎさわ えな 八木澤 恵奈

◎: 部会長

○: 職務代理者

横浜市子ども・子育て会議 子育て部会 事務局 名簿

こども青少年局

2023.10.17現在

区分	所 属	氏 名
部長	こども福祉保健部長	武居 秀顕
	こども福祉保健部担当部長	松永 朋美
	こども青少年局医務担当部長	岩田 眞美
	保育・教育部長	齋藤 真美奈
課長	企画調整課長	柿沼 千尋
	地域子育て支援課長	五十川 聡
	地域子育て支援課親子保健担当課長	戸矢崎 悦子
	こどもの権利擁護課長	上原 嘉明
	こどもの権利擁護課児童施設担当課長	真館 裕子
	障害児福祉保健課長	高島 友子
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	石神 光
	中央児童相談所支援課担当課長	坂 清隆
	保育・教育支援課長	大槻 彰良
	保育・教育支援課 人材育成・向上支援担当課長	野澤 裕美
	保育・教育運営課長	岡本 今日子
	保育・教育運営課担当課長	齋藤 淳一
	保育・教育認定課長	馬淵 由香
係長	企画調整課企画調整係長	宗川 淳
	企画調整課担当係長	生野 元康
	保育・教育支援課担当係長	古林 直樹
	保育・教育支援課担当係長	成勢 祐美子
	保育・教育支援課市立保育所係長	高林 悠紀
	保育・教育運営課担当係長	武田 正彦
	保育・教育運営課担当係長	柘植 慎一郎
	保育・教育運営課担当係長	永島 しおり
	保育・教育認定課担当係長	阿武 拓実
	こども家庭課こども家庭担当係長	萩原 順一
	こどもの権利擁護課児童虐待・DV対策係長	竹内 彩
	こどもの権利擁護課養護支援係長	稲村 良介
	地域子育て支援課担当係長	鈴木 直子
	地域子育て支援課担当係長	山本 英典
	地域子育て支援課担当係長	野田 実
	地域子育て支援課担当係長	東 明德
	地域子育て支援課担当係長	佐藤 優
	地域子育て支援課担当係長	山本 麻依子
	地域子育て支援課担当係長	奈良 早夏
	地域子育て支援課担当係長	中村 周平
	障害児福祉保健課担当係長	嶋田 慶一
	障害児福祉保健課担当係長	萩原 昌子
	障害児福祉保健課担当係長	丹野 久美
障害児福祉保健課担当係長	枇榔 直子	
中央児童相談所支援課家庭支援担当係長	濱田 紘史	

事務局担当

課長	こども家庭課長	藤浪 博子
係長	こども家庭課こども家庭係長	名倉 孝典

○横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第46号)第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則(平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則(平成 27 年 2 月条例第 12 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市が保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

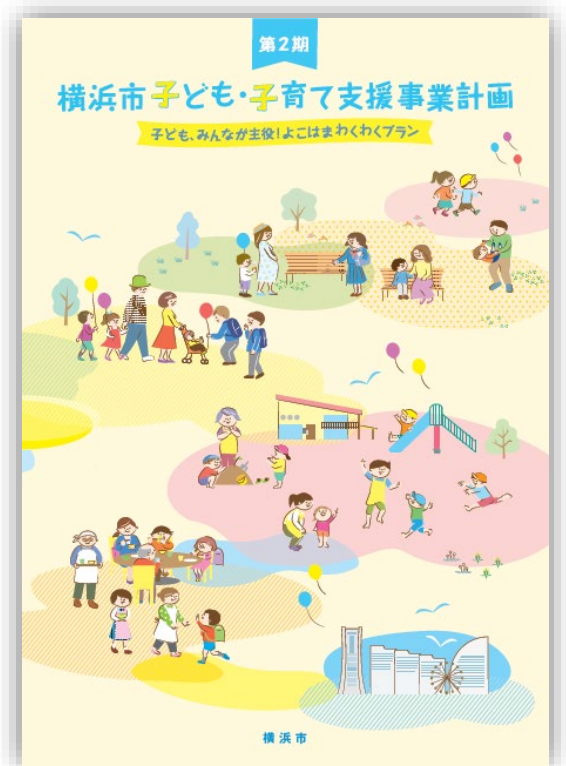
令和4年度 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の 点検・評価について

1 子ども・子育て会議における点検・評価の実施について

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2～6年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、各施策・主要事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。

2 点検・評価の実施方法

点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進する過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握等を行うこととし、次の視点から点検・評価を行います。



3 点検・評価の方法

(1) 進捗状況及び有効性に関する段階評価

○**進捗状況**：各施策における指標、主な事業・取組について、目標値・想定事業量に対する進捗状況を4段階で評価します。

※コロナ禍による事業の中止・縮小などの状況等を踏まえて総合的に評価

A：計画以上に進んでいる	B：計画どおりに進んでいる
C：計画より若干遅れている	D：計画より大幅に遅れている

○**有効性**：各施策の主な事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを4段階で評価します。

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

A：市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い
B：市民生活等を向上させることができた
C：市民生活等を向上させることができたとは言えない
D：市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い

(2) 今後の展開の評価

施策ごとに計画推進に向けた課題や、新たな行政課題への対応を検討し、これらを踏まえ、主な事業・取組の今後の展開（推進、見直し、休止・廃止）を評価します。

4 点検・評価の進め方

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。
また、総会においてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

部会	所掌する基本施策
子育て部会	基本施策 1 及び 4 の一部、基本施策 5 ～ 9
保育・教育部会	基本施策 1 及び 4 の一部
放課後部会	基本施策 2 の一部
青少年部会	基本施策 2 の一部及び 3

【参考】各部会で所掌する各施策・主な事業等

第4章 施策体系と事業・取組		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
基本施策1	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	○※1	○※2		
基本施策2	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進			○※3	○※4
基本施策3	若者の自立支援施策の充実				○
基本施策4	障害児への支援の充実	○※5	○※6		
基本施策5	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	○			
基本施策6	地域における子育て支援の充実	○			
基本施策7	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止	○			
基本施策8	児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	○			
基本施策9	ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進	○			

※1 病児保育

※3 放課後施策、プレイパーク

※5 障害児施策全般

※2 保育・教育全般

※4 放課後施策、プレイパーク除く

※6 障害児保育・教育

【基本施策1】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

<これまでの主な取組>

4 病氣中または病氣の回復期のお子様を預かる病児保育・病後児保育を29か所で実施するなど、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育事業を実施しました。

<今後の取組の方向性>

4 特別保育事業(病児保育・病後児保育等)について、引き続き、各家庭のニーズに応じた保育を提供します。

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策1】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

<主な事業・取組>

No.	施策 確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
18	1 ☆	病児保育事業、病後児保育事業	①病児保育実施か所数 ②病後児保育実施か所数	①22か所 ②4か所	①29か所 ②4か所	①29か所 ②4か所	①25か所 ②4か所	B	新規施設の増に向け、横浜市医師会や区医師会、横浜市病院協会の協力のもと、医療機関への周知を行い、既存の施設の実施例を伝えるなどPRを行ったが、選定には至らなかった。また、令和4年度は、コロナにより利用者数が減少した既存施設が事業を継続できるように、事業継続支援補助金を助成した。 なお、利用者数については、病児保育事業で9,715人、病後児保育事業で710人が利用し、令和3年度に比べ、約700人増加した。	531,391千円	B	両事業を通じて延べ10,000人を超える利用があった。 【利用者から】 ・自宅近くで預けられるよう、実施施設数や受入れ人数の増、開所時間の延長などの利便性を向上させてほしい。 【事業者から】 ・新型コロナウイルス感染症の影響で、利用の申込があった場合も預かりの判断が難しいことがあった。 ・当日の予約キャンセルが多く、従事者の確保や利用料収入の減少、運営費や設備費の確保に課題がある。また、看護師・保育士の確保が困難である。	推進	保育・教育運営課

【基本施策4】障害児への支援の充実

<これまでの主な取組>

1	地域療育センターにおいては、発達障害児等の増加に伴い、地域療育センターの利用を希望する児童が増加し、利用申し込みから初診までの期間が長期化していたため、地域療育センターと連携してあり方検討の場を設置し、利用の流れを見直すなど初期支援のあり方を協議しました。
2	療育訓練や余暇支援等を提供する児童発達支援事業所は232か所、放課後等デイサービス事業所は470か所となり、障害児の支援体制が拡充されました。また、事業所に対して実地指導、集団指導、研修を実施し、サービスの質の向上に取り組みました。
3	医療的ケア児・者等の在宅生活を支援するため、「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター」を市内6区（鶴見区、南区、旭区、磯子区、青葉区、都筑区）に配置、令和5年度に向け、コーディネーターを4人追加で養成しました。また、医療的ケアや教育・福祉制度等への理解を図り、より質の高いサービス提供、円滑な情報共有、支援の連携等、医療的ケア児・者等の受け入れ体制の充実を実現する「支援者養成研修」や過去に育成したコーディネーターや支援者に対して、フォローアップ研修及び見学実習を実施しました。
4	横浜市障害施策推進会議の部会である横浜市医療的ケア児・者等支援検討員会で、医療的ケア児・者等の現状や課題の把握、支援体制の整備について、検討を行いました。
5	メディカルショートステイ事業の推進について、協力医療機関の医師、看護師及び医療ソーシャルワーカーとの会議を開催し、情報共有や意見交換を行いました。

<指標の進捗（取組による成果）>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	所管課
1	地域療育センターの初診待機期間	3.9か月	2.6か月	5.4か月	D	障害児福祉保健課
2	児童発達支援事業の延べ利用者数（地域療育センター含む）	245,283人/年	474,000人/年	404,896人/年	B	障害児福祉保健課
3	放課後等デイサービスの延べ利用者数	772,894人/年	1,627,800人/年	1,258,671人/年	B	障害児福祉保健課

<今後の取組の方向性>

1	地域療育センターでは、これまでは初診後にサービス開始としていましたが、診察前であっても発達障害児や保護者を速やかに支援するため、令和4年度までに実施したあり方検討の議論を踏まえ、利用申込後概ね2週間以内に利用面接（初回面接）を行い、必要なサービスの提供を早期に開始できるように見直しました。ソーシャルワーカー等を増員して速やかに「初回面接」を行うとともに、令和5年度より開始したひろば事業に取り組んでいきます。
2	障害児相談支援事業所は、実施している事業所が少ない状況にあるため、引き続き、より多くの児童が障害児相談を利用できるよう取組を進めていきます。
3	量の拡大が進む放課後等デイサービス及び児童発達支援については、事業所に対する研修を実施するなど、支援の質の向上に向けた取組を進めていきます。
4	引き続き、横浜型医療的ケア児・者等支援者を養成し、関係機関の連携強化や、医療的ケア児・者等の地域での受け入れ体制の充実を目指します。
5	学齢後期障害児支援事業については、新たな4か所目の施設を開設することにより、さらに充実した支援に取り組めます。

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策4】障害児への支援の充実

資料に一部誤りがあり11月8日時点で修正しました。
※修正部分は赤字

<主な事業・取組>

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	4		地域療育センター運営事業	-	巡回訪問回数: 1,459回	(推進)	-	巡回訪問回数: 2,092回	B	新型コロナウイルス感染症対策等により保育園、幼稚園等地域の関係機関等からの巡回訪問の受入が滞っていたが、年度後半にかけて感染状況が落ち着いたため、巡回訪問の希望が例年以上に多く寄せられた。そのため、なるべく希望に応じられるようセンター全体で取り組み、実施回数が増加した。また、地域療育センターと連携してあり方検討の場を設置し、利用の流れを見直すなど初期支援のあり方の協議を行った。	325,078 千円	B	訪問先の保育園、幼稚園等の職員からは、発達障害に関する専門的な知識が身につくことや、お子さんの特性に合わせた専門的な技術的支援が学べる事により、園全体で支援内容が向上するとの評価を得ている。	推進	障害児福祉保健課
2	4		障害のある子ども等への保育・幼児教育の提供体制の整備(基本施策1の再掲)	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	・障害のある子どもへの保育・教育の提供体制を確保するため、対象児童の加配区分に応じて、市立保育所については保育士加配、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行った。 ・発達障害のある子どもへの理解と適切な保育環境づくりに向けて、保育者等の専門性の向上を図るため、発達障害児保育の研修に加え、発達障害児保育に特化した研修を行った。医療的ケア児の研修を行い成長発達に合わせた支援の知識・理解を深められるようにした。 ・令和4年度は、保育所等における医療的ケア児受入れ推進ガイドラインを策定し、医療的ケア児の円滑な受入れや安全で安心できる保育所等の利用に向けて取組を行った。 ・看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として募集する新規事業を立ち上げ、令和4年度中に公募し、12園を認定した。	●民間園への補助 5,192,588千円 ●市立園への加配 1,175,636千円 ●研修の実施 1,000千円	B	・各園で発達障害児が増加傾向にあり、研修参加者からは「園全体でスキルアップを図るための学びが必要、園の役割を再確認できた」「子どものために、家庭のためにと想っての保育者の言動が、行き過ぎていたり思い込みであったりしないか、常に振り返ることが大切」「障害の有無より、まずは目の前の子どもが何に困っているのか、どうすれば過ごしやすいのかを大切に保育したい」「焦らず丁寧にする必要がある」との声が聞かれた。 ・また、医療的ケアについては、「医療的ケア児を積極的に保育園でも受入れ、同世代の子どもたちと関われる環境を作ることが大事だと思った」「看護と保育の両方の視点から子と保護者に関わることが大切だと感じた。医療的ケア児のために日々の保育を実施していきたい。」等の声が上がっていた。(研修実施後のアンケートより)	推進	保育・教育運営課 保育・教育支援課 障害児福祉保健課
3	4		障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上	①児童発達支援事業所数 ②放課後等デイサービス事業所数 ③障害児相談事業の受給者数	①125か所 ②292か所 ③3,097人	①295か所 ②570か所 ③7,000人	-	①232か所 ②470か所 ③3,507人	B	新しく事業所を開設する法人に向け、指定前説明会を実施(年3回) 事業所の質の向上を目指したオンライン研修の実施 学齢期や重度の状態像の児童の相談・計画作成を行った相談支援事業所に補助金を交付	18,089,488 千円	B	通所支援事業所のニーズが高まっている中、支給決定が必要な市民に対して随時支給決定を行っている。その結果が受給者数や事業所数の増加につながっていると考える。	推進	障害児福祉保健課
4	4		学齢後期障害児支援事業の拡充	学齢後期障害児支援事業所数	3か所	4か所	-	3か所	B	事業の役割・機能等に係る課題解決や体制強化に係るアイデアを共有するとともに、「市民ニーズ等を踏まえた事業拡大の方向性」について意見交換を行うことを目的として、学齢後期障害児支援事業所との意見交換会を令和4年5月より計5回実施しました。あわせて、外部委員を交えた事業検討会を年3回開催した。	128,554 千円	B	横浜市障害施策推進協議会(以下「推進協」という。)の専門部会である発達障害検討委員会や実施事業者との意見交換において、発達障害児の相談支援の充実に係るニーズは高まっているため、4か所目の事業所整備等により相談支援体制の充実を図る必要があるという意見をいただいている。	推進	障害児福祉保健課
5	4		障害児入所施設の再整備	-	(実施)	(推進)	-	(推進)	B	再整備について検討している施設運営法人と協議を実施した。	-	B	再整備に向けた課題について、施設運営法人と共有した。再整備実施に向け、施設運営法人内での検討を促していく。	推進	障害児福祉保健課
6	4		医療的ケア児・者等支援促進事業の推進	①コーディネーターの配置 ②支援者の養成	①準備 ②40人(累計)	①6人(累計) ②350人(累計)	-	①6人(累計) ②184人(累計)	B	①市内6か所(磯子、鶴見、南、旭、青葉、都筑)に横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターを配置、令和5年度に向けコーディネーターを4人追加で養成した。 ②支援者養成研修を開催し、48名の修了者を養成した。また、過去に育成したコーディネーターと支援者を対象にしたフォローアップ研修及び見学実習を開催した。 ※フォローアップ研修(令和4年12月にオンライン開催)受講者20人、見学実習(令和4年6月末～令和5年3月末)受講者4人	14,245 千円	B	本事業の周知が進み、コーディネーターに寄せられる相談は増加傾向にある。特に福祉サービスや保育園・幼稚園への入所や学校における支援等に関する相談が多くなっている。なお、外部との意見交換の場として、横浜市障害者施策推進協議会の部会である横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会において、医療的ケア児・者等の現状や課題の把握、支援体制の整備について検討を行っている。	推進	障害児福祉保健課
7	4		メディカルショートステイ事業の推進	-	(実施)	(推進)	-	・協力医療機関の箇所数:11病院 ・利用登録者数:426人	B	協力医療機関の医療スタッフ向けの実務者研修及び施設見学会は新型コロナウイルス感染症の影響で中止したが、協力医療機関の医師、看護師及び医療ソーシャルワーカーとの会議を令和4年9月に実施し、利用者の受入に関する情報共有や意見交換を行った。 その他、協力医療機関へ電話・メール等で随時連絡調整を行った。また、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の受入にも迅速に対応した。	35,299 千円	B	協力医療機関に対して、研修は実施できなかったものの、担当医師や看護師及び医療ソーシャルワーカーとの会議を感染症対策に留意しながら開催し情報共有や意見交換を行った。また、日々の調整等を通じて、利用者の医療ケアの状況や社会情勢に応じた調整等を都度行い、円滑な事業運営ができています。	推進	障害児福祉保健課

資料に一部誤りがあり11月8日時点で修正しました。
※修正部分は赤字

No.	施策 確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
8	4	市民の障害理解の促進	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	<p>①世界自閉症啓発デーに合わせ、一般社団法人横浜市自閉症協会と横浜市の協働により、よこはまコスモワールド大観覧車をはじめとした、市内ランドマーク施設のブルーライトアップを実施した他、市立図書館にて発達障害に関する書籍の特集展示と、発達障害の理解に役立つパネル展示を行った。また、学校法人岩崎学園の協力により自閉症の理解啓発を目的とした動画を制作し、市営地下鉄車内ビジョン、市YouTube公式チャンネル等で公開した。</p> <p>②「セイフティーネットプロジェクト横浜」等の障害福祉関係団体との連携により、出前講座やリーフレットの配付など、普及啓発活動を通じた障害理解の促進を図った。</p> <p>③12月の障害者週間に合わせ、市庁舎アトリウムでのイベント及び各区における講演会やイベントを実施した。</p>	<p>①健康福祉局 229千円 子ども青少年局 170千円 教育委員会事務局 214千円</p> <p>②1,000千円 ③2,120千円</p>	B	<p>①感染症拡大防止の視点を踏まえつつ、動画の作成並びにライトアップを行っている施設及び図書館での展示の拡充など、積極的な普及啓発に努めた。引き続き、効果的かつ効果的な取組となるよう、検討を進めていく必要がある。</p> <p>②コロナ禍の影響もあり、地域への障害理解に関する普及啓発の機会が縮小していたため、学校や地域防災拠点等からの依頼に基づく出前講座の開催など、様々な機会を捉え、学齢期児童を含めた地域住民への普及啓発に更に取り組んでいく必要がある。</p> <p>③障害者週間に開催した市庁舎アトリウムでのイベントに延べ404名の観客があり、介助犬や聴導犬の存在を初めて知った等の声があった。引き続き、同イベントや各区での講演会等において、市民の障害理解が進むよう、取組を推進していく必要がある。</p>	推進	健康福祉局障害施策推進課 (①は3局:子ども青少年局障害児福祉保健課、教育委員会事務局特別支援教育課及び健康福祉局障害施策推進課で担当)

【基本施策5】生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

<これまでの主な取組>

1	母子保健コーディネーターを全区の福祉保健センターに配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用案内等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図り、横浜市版子育て世代包括支援センターとしての支援を充実しました。 また、妊産婦や乳幼児等の実情や支援経過を電子化することで、個別の支援状況等を一元的に把握することで、切れ目のない支援を行いました。
2	特定不妊治療費助成額の増額や男性不妊治療費の助成を実施など、治療にかかる経済的負担を軽減しました。 また、電話相談、ピアサポート事業を開始し、気軽に相談できる環境の整備を行いました。 しかし令和4年度から特定不妊治療の保険適用が変更になったことから相談件数は、大幅に落ち込んでいます。
3	オンラインによる保健指導や安心して受診できる乳幼児健診の実施など、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦に寄り添った支援と、感染予防に向けた環境整備に引き続き取り組みました。
4	「にんしんSOSヨコハマ」の運営、予期せぬ妊娠への相談を電話・メールにより365日対応しました。 また、産後母子ケア事業のほか、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦や家族が精神科医に相談しやすい環境を整備するための「おやこの心の相談」を実施しました。
5	小児医療費助成について、令和5年8月から中学3年生までの所得制限及び一部負担金撤廃の実施に向け令和5年度予算を計上しました。

<指標の進捗（取組による成果）>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	所管課
1	妊娠届出者に対する面接を行った割合	96.2%	98.7%	99.1%	A	地域子育て支援課
2	産婦健康診査の受診率	78.7%	89.0%	86.1%	B	地域子育て支援課

<今後の取組の方向性>

1	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援として、母子保健コーディネーターを17名増員し、妊娠後期や出産後に支援が必要な妊産婦に対して電話や対面での相談に応じる体制を充実します。 また、事業の実施効果等のため、実態調査を実施します。
2	心身ともに不安定になりやすい妊娠中から出産後、乳幼児期にわたり必要な支援が受けられるよう、医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ等の予防及び早期発見・早期支援に取り組みます。 育児支援家庭訪問事業は、令和3年度より、妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭を対象を拡大しており、育児不安の解消や育児手技の獲得を通じて、安定した子育てができるよう取り組みます。
3	予期せぬ妊娠など、妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」について、電話やメールに加えSNSを活用し、相談支援を充実します。
4	新たに出産費用の実態を把握するため、市内の産科医療機関を対象に、出産費用の内訳等について調査するとともに、市内の子育て世帯向けに、妊娠・出産に伴う経済的負担感や支援ニーズに関するアンケート実施します。
5	新たに妊産婦や乳幼児が災害時の避難行動及び避難生活において、必要となる支援について、関係区局と連携し、災害時においても安心して過ごせるよう検討を進めます。

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策5】生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

資料に一部誤りがあり11月8日時点で修正しました。
※修正部分は赤字

<主な事業・取組>

No.	施策	確保	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方針に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	5		思春期保健指導事業	思春期保健講座	128件/年	152件/年	-	89件/年	C	学校等で、思春期の男女やその親に対して、思春期保健に関する講座や赤ちゃんふれあい体験を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響で、学校への出前講座の開催が難しい時期があったために目標には達しなかったが、令和3年度(50件/年)からは増加することができた。	2,935千円	B	学校や地域の場で実施する思春期保健講座や赤ちゃんふれあい体験は、正しい地域の普及や健康教育という側面からも思春期の子どもの心身の健やかな成長を支援するものとなっている。	推進	地域子育て支援課
2	5		不妊相談・治療費助成事業	①特定不妊治療費助成件数 (男性不妊助成件数) ②不妊・不育・専門相談件数	①4,571件/年 (25件/年) ②54件/年	①0件/年 (0件/年) ②81件/年	-	①2,878件/年 (16件/年) ②14件/年	B	令和3年10月から公認心理士が不妊や不育に関する心理的な専門相談を行う不妊・不育心理専門相談事業を開始した。令和4年度からは、電話相談、ピアサポート事業を開始し、気軽に相談できる環境の整備を行っている。なお、令和4年度から特定不妊治療が保険適用になったことに伴い、助成件数及び相談件数は大幅に減少している。	744,110千円	B	保険適用の開始により若年層から治療を開始する人が増えている。今後は「不妊治療のやめ時がわからない」という内容の相談が増えることも予想され、相談事業の重要性も更に増してきている見込み。	推進	地域子育て支援課
3	5		妊娠・出産相談支援事業	にんしんSOSヨコハマ相談件数	414件/年	734件/年	-	364件/年	B	にんしんSOSヨコハマを運営し、予期せぬ妊娠への相談を電話・メールにより365日対応した。なお、継続支援が必要な事例については、各区子ども家庭支援課と連携し個別的な支援を実施している。	14,812千円	B	予期せぬ妊娠にとまどい、周囲に相談できない状況の中でにんしんSOSに相談し、区の継続支援につながる利用者もあり、必要な相談窓口となっている。また、コロナ禍で孤立しやすい環境の中で、在宅でも気軽に相談できる手段として活用されたと考えられる。	推進	地域子育て支援課
4	5	☆	妊婦健康診査事業	受診回数	335,557回/年	272,524回/年	329,029回/年	288,440回/年	B	妊婦届出者に対しては、妊婦健診券の交付の際に母子保健コーディネーターによる面談を行うなど、不安なく妊娠期を過ごしてもらえるよう支援をした。	2,108,933千円	B	一人ひとりの状況に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことで、安心して健診が受けられる環境を整えている。	推進	地域子育て支援課
5	5		産科・周産期医療の充実	-	産科拠点病院数: 3か所、 周産期救急連携病院数: 9か所	(推進)	-	産科拠点病院:3 か所 周産期救急連携病院: 8か所	B	産科拠点病院:3病院の指定を維持した。運営費に対して支援を行い、産科医療体制の充実を図った。周産期救急連携病院:8病院を確保した。また、医療機関の運営の費用に対して支援を行い、周産期救急体制の充実確保を図った。	57,245千円	B	運営費の支援により、産科拠点病院が適切に運営されている。運営費等の支援により、周産期救急体制の安定運用が進んでいる。	推進	医療局地域医療課、 救急・災害医療課
6	5		小児救急拠点病院事業	-	小児救急拠点病院数: 7か所	(推進)	-	小児救急拠点病院: 7か所	B	・小児救急拠点病院:7病院を確保し、拠点病院への小児科医の集約など、小児救急医療体制の充実を図った。 ・小児救急医療体制に参加している病院に対して費用の一部を助成し、専門医による24時間365日の救急医療体制の確保を促進した。	200,000千円	B	医師の集約化により、小児専門医による救急医療体制の安定運用が進んでいる。	推進	医療局救急・災害医療課
7	5		小児救急に関する電話相談	-	相談件数: 79,012件	(推進)	-	救急相談センター 救急電話相談件数 (小児:56,090件)	B	・救急電話相談と医療機関案内のサービスを小児を含む全年齢を対象とし、24時間相談を受け付ける体制を整備している。 ・入電に対して高い応答率を維持するため、予想される入電件数に合わせて相談を受け付ける看護師等の配置数の増員を図るなど体制整備の強化を行った。	591,479千円の内数	A	全年齢を対象とした救急相談窓口を提供することにより利用者の不安軽減に役立っている。	推進	医療局救急・災害医療課
8	5		小児医療費助成事業	-	対象者数: 278,631人	(推進)	-	対象者数: 307,741人	B	令和5年8月から中学3年生までの所得制限及び一部負担金撤廃の実施に向け令和5年度予算を計上しました。	9,360,799千円	B	令和5年8月から所得制限及び一部負担金撤廃の決定により、所得制限に対する要望は減少したが、高校生まで対象年齢拡大に関する希望の声が上がってきている。	推進	健康福祉局医療援助課
9	5		小児慢性特定疾病医療給付	-	対象者数: 3,082人	(推進)	-	対象者数: 3,014人	B	慢性疾患により長期療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、医療給付を行った。併せて、小児慢性特定疾病児童本人、家族の不安解消のため、相談や助言を行う自立支援事業(相談支援)を実施している。令和5年3月に日用生活用具の一部品目について、本市独自の基準を設けて拡充を図った。	876,763千円	B	慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に寄与している。	推進	健康福祉局医療援助課
10	5		妊娠届出時の面接(母子保健コーディネーター)	妊娠・出産・子育てマイカレンダー(セルフプラン)作成件数	10,087件/年	23,417件/年	-	25,001件/年	B	母子保健コーディネーターを全区に配置し、妊娠届出時に妊産婦等と面接を実施し、必要な保健指導や相談支援を行った。	174,307千円	B	妊娠・出産・子育てマイカレンダーを活用することで、各妊婦が自分に合った母子保健サービスを利用しやすくしている。また、妊娠後期の対象者全員に手紙を送付するなどして、妊娠期の支援を充実させている。	推進	地域子育て支援課

No.	施策 No.	確保 方針	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方針に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
11	5		横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	母子保健システムや個別支援記録システムを活用することで、妊娠届出時から概ね3歳までにおいて把握した妊産婦等の実情や支援経過を一元管理することで、切れ目のない支援を行った。	250,224千円	B	個別支援記録システムの運用を開始し、妊産婦等の情報管理方法を改善することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させている。	推進	地域子育て支援課
12	5		母子訪問指導事業 (R3年度から名称変更:母子保健指導事業)	第1子への訪問率	93.8%	96.4%	-	85.6%	B	母子訪問員による第1子が出生した家庭への家庭訪問、職員による未熟児及び新生児の家庭訪問を実施した。第1子出生家庭への訪問率は目標を下回っているが、訪問を希望されない家庭等に対しては、電話による支援を行っている他、第2子以降で希望する家庭への訪問も実施している。	43,928千円	B	妊娠・出産・育児に関する保健指導や訪問指導を行うことで、育児不安や孤立の軽減につながっている。また、訪問指導が不安な方については希望に合わせて電話による保健指導を行っている。	推進	地域子育て支援課
13	5	☆	こんにちは赤ちゃん訪問事業	①訪問件数 ②訪問率	①26,198件/年 ②93.9%	①21,236件/年 ②96.4%	①24,728件/年 ②95.4%	①22,431件/年 ②94.3%	B	生後4か月までの乳児がいる家庭を地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報の提供や相談機関の紹介等を行った。必要に応じて区と連携し、育児不安の軽減に取り組んだ。想定より出生数が少なかったため、目標を下回ったが、訪問率は9割を超えることができた。	111,812千円	B	利用者からは、「短時間でも大人と話すことができてよかった。」「地域の子育て情報をいただき、ためになった。」などの声があった。	推進	地域子育て支援課
14	5		産後母子ケア事業	①デイケア実利用者数 ②ショートステイ実利用者数 ③訪問型実利用者数	①153人/年 ②249人/年 ③663人/年	①435人/年 ②700人/年 ③1,828人/年	-	①529人/年 ②832人/年 ③1,098人/年	A	育児不安の早期解消に取り組むため、ホームページ等による事業の周知を図り、対応施設数も拡大した他、4年度は、対面での事業者連絡会を開催することで、更なる連携強化を図った。コロナ禍で里帰りが出来ないなど親族等からの支援が受けられない市民のニーズの高まりもあり、デイケアとショートステイ利用件数が増加した。	125,609千円	B	産後の心身共に不安定になりやすい産後4か月未満の母親に対して、授乳方法や赤ちゃんが泣いた時の対応等の具体的な支援を行うことで、育児不安を軽減し、負担を軽くすることができている。	推進	地域子育て支援課
15	5		産前産後ヘルパー派遣事業	延べ派遣回数	10,345回/年	16,950回/年	-	18,864回/年	A	妊娠中の心身の不調等によって子育てに支障がある、又は、出産後5か月(多胎児の場合は出産後1年)未満で家事や育児の負担の軽減を図る必要がある世帯に対して、産前産後ヘルパーを派遣し、家事、育児の支援を実施した。コロナ禍で里帰りが出来ないなど親族等からの支援が受けられない市民のニーズの高まりもあり、派遣回数が増加した。	53,367千円	B	利用者からは周囲のサポートがない状況で、家事・育児の支援だけではなく、メンタル面も含めて大変助かりましたという意見があった。事業者からは、支援内容について利用者への周知を徹底してほしいとの意見があったため、母子手帳交付時等にチラシ等による制度周知を行った。	推進	地域子育て支援課
16	5		産婦健康診査事業	①1か月健診の受診者数 ②1か月健診の受診率	①21,949人/年 ②78.7%	①19,601人/年 ②89.0%	-	①20,485人/年 ②86.1%	B	育児に不安を抱える母親を支援するため、医療機関と区福祉保健センターとの情報共有体制を整え、産後ケア事業等の継続的な実施が速やかに行えるよう体制を整備した。	198,644千円	B	妊婦健診と産婦健診を同一の医療機関で一貫して受診できるように、市外医療機関とも契約を締結してほしいという意見があった。	推進	地域子育て支援課
17	5		産後うつ等の早期支援に向けたネットワーク構築	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	妊産婦メンタルヘルス連絡会を実施し、リスクのある妊産婦の早期発見と更なる支援のために、医療機関との連携について検討した。産後うつ等の心身の不調がある妊産婦とその家族が精神科医の相談を受けることができる「おやこの心の相談事業」を実施した。相談の実施区は、3年度は3区だったが、4年度は5区に拡大した。	3,757千円	B	産科・精神科・小児科をはじめとする関係機関と、効果的な予防策、連携支援のあり方について意見交換、検討を行っている。おやこの心の相談事業の利用者からは、精神科医に「丁寧な話を聞いてもらえた」「受診への後押しをしてもらえた」という感想が聞かれている。	推進	地域子育て支援課
18	5		乳幼児健康診査事業等	区福祉保健センター乳幼児健康診査受診率	①4か月児健診 97.2% ②1歳6か月児健診 96.7% ③3歳児健診 96.5%	①4か月児健診 98.0% ②1歳6か月児健診 97.0% ③3歳児健診 96.5%	-	①4か月児健診 97.0% ②1歳6か月児健診 96.7% ③3歳児健診 97.0%	B	感染症対策を徹底したうえで集団健診を継続的に実施した。また、特例措置として医療機関における個別健診も実施した。(6月30日まで実施) 感染症流行下であっても、乳幼児健診を安心して受診してもらえるよう機会を確保した。	909,439千円	B	乳幼児健診は、親子の生活状況や健康状態を把握することが可能であり、乳幼児の健康の保持及び増進を図るうえで、有効。	推進	地域子育て支援課
19	5		歯科健康診査事業	①妊婦歯科健康診査受診率 ②3歳児で虫歯のない者の割合	①36.6% ②90.7%	①40.0% ②90%以上に維持 (かつ増加傾向)	-	①43.6% ②94.8%	B	①妊婦歯科健康診査事業は、母子健康手帳交付時面接、母親教室等で受診勧奨を図る他に、産婦医療機関と連携して妊娠中の歯科受診の重要性を伝えて、受診率向上を図っている。 ②本市独自の取組として、1歳6か月健診にてう蝕リスクの高い児に対しては、経過歯科健診を実施し、保健指導を行っている。	①46,515千円 ②107,556千円	B	①妊婦歯科健診の受診者で要治療のむし歯は約4割にみられ、歯周病は約7割にみられた。一方、定期的に歯科健診を受けている者の割合は年々増加傾向にあるものの約4割と半数に満たなかった。つわりで歯みがきがしづらいため、妊娠中はむし歯や歯周病などにかかりやすくなるため、妊婦歯科健診からかかりつけ歯科医院につなげる取組が重要。 ②3歳児のう蝕罹患率は年々減少傾向にあり、全国平均より少ない。一方、1歳6か月児からう蝕の罹患率は約10倍に増加していることから、引き続きう蝕リスクの高い児へのアプローチが必要。	推進	地域子育て支援課
20	5	☆	育児支援家庭訪問事業	①家庭訪問延べ実施回数 ②ヘルパー延べ実施回数	①3,775回/年 ②2,209回/年	①5,740回/年 ②3,060回/年	①4,528回/年 ②2,731回/年	①2,667回/年 ②1,747回/年	D	①子育てに関する不安や孤立感を抱える家庭に対して、育児支援家庭訪問員による継続的な支援を行った。保育園送迎等の毎日支援が必要な方が支援終了となったことやマニュアルを見直し対象者の整理を実施したこと、また、複数区において訪問員の欠員等があったため、訪問件数は減少している。 ②個々の家庭が抱える養育上の諸問題や負担を軽減するために、支援を行う育児支援ヘルパーを派遣し、家事・育児支援を実施した。	160,818千円	B	①訪問員の継続的な支援により、不安や孤立感の軽減や、保護者との信頼関係の構築に繋がっている。 ②育児支援ヘルパーの派遣により、安定した養育が可能となるように支援している。	推進	地域子育て支援課

【基本施策6】 地域における子育て支援の充実

<これまでの主な取組>

1	「地域子育て支援拠点事業」を全区実施するとともに、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ「拠点サテライト」を7区（鶴見区・神奈川区・旭区・港北区・青葉区・都筑区・戸塚区）で実施しました。 また、令和5年3月に8か所目となる拠点サテライトを保土ヶ谷区に整備しました。
2	地域子育て支援拠点において、オンラインを活用した支援により、外出しづらい利用者に向けて利用者同士の交流の機会や、相談、講座等支援内容を充実しました。
3	親と子のつどいの広場は、令和4年12月に3か所新規開設し、地域の親子の居場所の充実を図りました。 また、オンラインを活用した講座を行うなど、来所しづらい親子に向けた支援を実施しました。
4	保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場を市内73か所で実施し、親子の交流の場などを提供するとともに、育児に関する講座等を行いました。
5	子育て支援者事業は、地区センターなどの身近な市民利用施設などで養育者の交流や子育て相談を市内176会場で実施しました。

<指標の進捗（取組による成果）>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	所管課
1	地域での子育て支援の場を利用している親子の割合	44.2%	50.0% 【R5年度】	-	-	地域子育て支援課

<今後の取組の方向性>

1	緑区に地域子育て支援拠点サテライトを設置するほか、施設外の居場所である「出張ひろば」を新たに1か所（計4か所）実施します。 また、保土ヶ谷区の拠点サテライトに「横浜子育てパートナー」を配置（累計26か所）し、家庭の状況に応じ、適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業の利用につなげます。
2	地域子育て支援拠点関係システムの構築を行い、各種手続きをオンラインで実施できるようにするなど利用者の利便性向上と事業者の事務負担軽減による市民サービスの向上を図ります。（令和6年4月～運用開始）
3	保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場の拡充に向けて、各園に事業の目的や実施内容等の周知を行い、新規開設や非常設から常設への転換を促進していきます。 また、安定的な事業継続のため、週3日以上開設する常設園に対し、運営補助の拡充及び有資格者加算を新設します。
4	横浜子育てサポートシステム事業の利用促進のため、利用料を改定するとともに、新たに提供会員への補助を行います。 併せて、令和5年度に新たに赤ちゃんが生まれた世帯で利用会員となった方を対象に、満2歳まで使用できる8時間分の無料クーポン（子サポdeあずかりおためし券）を配付します。

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策6】地域における子育て支援の充実

<主な事業・取組>

No.	施策 策 方 策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方針に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	6	地域子育て支援拠点事業	①実施か所数 ②施設外での居場所の実施 か所数	①22か所 ②-	①28か所 ②5か所	-	①26か所 ②2か所	B	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年3月に、8か所目の拠点サテライトを整備し、全26か所で実施。 子育て中の親子が交流する場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て情報の提供や、親子の居場所・交流の場づくりに取り組む団体や施設が交流し、連携して子育て家庭を支援できるようなネットワーク構築等に取り組んだ。また、妊娠中の方についても来所してもらえる取組を展開し、出産後のスムーズな利用等につなげたり、父親が利用しやすいような工夫をしている。 オンラインを活用した支援も定着し始め、外出しづらい利用者に向けて利用者同士の交流の機会や、相談、講座等支援内容も充実させ、地域の関係者とのネットワーク推進にも活用することができた。 情報発信としてSNSやHPを活用し、外出しづらい利用者や来所を検討する利用者に向けて施設の様子が随時わかるよう、工夫をした。 感染症対策をとりながら、コロナ前と同様に利用者の受け入れができるよう工夫し、希望者が利用できるように実施している。 	1,035,466千円	A	<p>【利用者から】</p> <ul style="list-style-type: none"> 無料で利用でき、いろいろなことを話し見守ってくれるスタッフが同じ悩みを分かち合える人がいる場があり、親自身の息抜きの場にもなっている。 いつでも行くと温かく受け入れてくれる雰囲気があり、安心する。 子どもがいろいろな年齢の子と触れ合って遊べるようになった。 経験豊かで話しやすいスタッフだけでなく助産師など専門相談ができる日もあり助かっている。 拠点を利用したことがなかったが、拠点のオンラインの講座に参加し、拠点の雰囲気が分かって、次回は来所したいと思った。 <p>【実施事業者から】</p> <ul style="list-style-type: none"> 養育者と子どものニーズを把握し、寄り添いながら支援を行うことで、日々の事業の見直しや新事業展開につながっている。 利用者が他の利用者に子育て経験を語る場を設けるなど、親同士の支え合いの雰囲気づくりに努めている。 地域関係者やボランティアとの関係も深まり、地域連携や地域支援の充実にも寄与している。 来所することに不安がある親子への支援もオンラインによって継続することができた。 既存の取組もオンラインの手法を取り入れることで、これまで就労等で参加しにくかった父親も職場の休憩時間に助産師のオンライン相談に参加する等、利用者の幅が広がっている。 	推進	地域子育て支援課
2	6	地域子育て支援拠点における利用者支援事業	実施か所数	21か所	27か所	-	25か所	B	<ul style="list-style-type: none"> 全25か所で実施。 妊娠前から利用できるよう、母子手帳交付時の面接や母親教室、こんにちは赤ちゃん訪問、母子訪問等やSNSの活用に加え、産科医療機関や保育所、地域の関係者への周知を行うことで、妊婦や母親だけでなくその他の家族からの相談も増えている。 地域の関係者・機関との連携についても、対面でのやり取りが難しいなか、オンラインを活用し実施できた。 	146,130千円	A	<p>【実施事業者から】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達だけでなく、親自身の相談(貧困、夫婦関係など)を受けることも多い。 母親だけでなく、父親や祖父母からの相談も増えている。 コロナ禍でオンラインを活用することで、相談対応を継続できた。 利用者支援事業の相談から、横浜子育てサポートシステムの利用につながるなど、地域子育て支援拠点事業の機能とも連携してより充実した支援に努めている。 「相談者自身が自己決定することを支える」という支援姿勢を大切にしている。 	推進	地域子育て支援課
3	6	親と子のつどいの広場事業	実施か所数	63か所	77か所	-	70か所	B	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年12月に3か所開設し、市内70か所において実施。 主にNPO法人などがマンションの一室や商店街の一角、民家などを活用して、子育て中の親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、地域の子育てに関する情報提供などを実施した。 感染症対策をとりながら広場を運用できるよう、予約や入替え制などをとりながら、最大限利用者を受け入れる工夫をして実施した。 オンライン会議やオンラインを活用した講座等の実施が定着し、感染症対策や来所しづらい利用者に向けた支援を行うことができた。 	497,806千円	A	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日中は子どもと二人の生活なので、大人と話ができる場があっただけよかった。家にいると煮詰まってしまうが、広場に行くとイライラも減り、子どもにやさしく接することができた。 子どもの成長を一緒に喜んでくれる人(広場スタッフ)がいることが嬉しい。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 父親育児支援講座を3回開催した。普段は保育園に行っても会えなくなった利用者にも久しぶりに会うことができ、子どもたちの成長を見ることができた。 室内で絵具遊びを行った。参加者の中には初めて絵の具に触れる子もいて好評だった。 コロナ補助金で、防犯と換気の両立ができるようになって、安心して過ごしてもらえるようになった。 	推進	地域子育て支援課
4	6	保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場	実施か所数	68か所	93か所	-	73か所	B	<ul style="list-style-type: none"> 保育所地域子育て支援事業については、市内38か所、幼稚園等ははまっ子広場事業については、市内35か所において実施。 子育て中の親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て情報の提供、子育てに関する講習等を実施した。 令和4年度は感染拡大防止対策を取りながら事業を実施し、昨年度に比べ利用者数は増加した。(R3 4,626人/月→R4 5,236人/月) 新規選定については、はまっ子広場事業常設園を2園、選定した。(R5.4.1開所) 	338,278千円	A	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 親にとっては大人と話しやすい機会、子どもにとっては親以外の人と触れる良い機会となった。 いつ来ても担当保育士に相談でき、継続的に我が子の成長と一緒に観てくれている安心感がある。 安全に遊べる場所という存在はありがたい。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症対策として、検温や消毒を行って事業を実施したことで、参加の親子も安心して遊んでいただけたと思う。 コロナ禍の子育てで地域の親子は安心して遊べる場所や人とのかわり方を求めている。 地域の親子は安心して遊べる場所や人の出会いを求めている。保育資源を活用し、提供していく必要があると感じている。 	推進	保育・教育運営課 保育・教育支援課

No.	施策	確保 方針	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方針に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
5	6		子育て支援者事業	会場数	181会場	185会場	-	176会場	B	・解任者の補充のため、9名について委任及び新任研修を実施。 ・助言者23名について、新任研修を実施。 ・会場の約7割が地区センター等であるため、引き続き施設からの要請で利用人数に限られるなどの状況であったが、制限時間を設け入替制とする等、なるべく多くの親子が利用できるよう各区で取組んだ。	73,347千円	B	【利用者から】 ・地域の身近な場所にあるので、立ち寄りやすい。 ・近隣の知り合いができた。 ・同じ曜日の同じ場所で相談できてありがたい。 【実施者から】 ・1人で会場運営をしているため、感染拡大防止に係る来所者対応(検温や体調確認)を行うための動線等を工夫した。 ・コロナ禍であるため、親子で外出できる先に限られる中、少しでもいいので外に出たいという親子が安心して来所できる場所となっている。 ・身近な相談場所・居場所であり、利用者にも継続的なかわりを持って支援が行えている。 ・スタッフが利用者丁寧に言葉かけをし、親同士のつながりづくりを支援している。 ・会場の利用者に、支援者会場以外の場所で会った際(買い物中等)にも、言葉をかけるなど、様々な機会をとらえて利用者との信頼関係の構築に努めている。	推進	地域子育て支援課
6	6		横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実(基本施策5の再掲)	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	母子保健システムや個別支援記録システムを活用することで、妊娠届出時から概ね3歳までにおいて把握した妊産婦等の実情や支援経過を一元管理することで、切れ目のない支援を行った。	250,224千円	B	個別支援記録システムの運用を開始し、妊産婦等の情報管理方法を改善することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させている。	推進	地域子育て支援課
7	6		地域子育て支援スタッフの育成	-	(実施)	(推進)	-	市単独実施:4回 (参加人数:142人) 県等との共同実施:25コース (受講決定者数 612人)	B	・親子の居場所の従事者向け研修として、支援の質の向上を図るため、経験年数や施設内での役割に応じた研修が受講できるよう体系化して実施した。 ・支援の質を保つため、感染予防策を取りながらオンラインも併用し研修を実施した。 ・子育て支援の担い手の質の確保を図ることを目的に、神奈川県、県下の政令・中核市と共同で地域子育て支援分野の各事業に従事することを希望する方、既に従事されている方に対して、必要となる知識や技術等を修得するための研修を実施した。受講希望者の多いコースについては、定員調整を行いより多くの希望者が受講できるよう県等と調整し、実施。R4年度も引き続き、感染症対策として集合型の研修を減らすため、eラーニングを導入し、実施した。	10,500千円	B	【参加者から】 ・支援者としてどうあるべきか、視点を整理して認識できた。 ・他の施設での取り組みをきけたことで、自分の施設でトライしたいことや、その手段を知ることができた。 ・自己評価から導き出された課題を、グループで話し合うことで、改めて自分自身のことや、支援の仕方を再認識することができた。 ・利用者に対する相談援助での傾聴や、広場スタッフに対するファンリテーションは、すぐに活かしたいと思った。	推進	地域子育て支援課
8	6		子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)	新規協賛店舗数	276件/年	1,296件 (5か年)	-	590件 (3か年) (R4年度194件)	C	・情報番組でハマハグについて取り上げられたこともあり、利用登録者数が増加した。(増24,852人 内アプリ登録者19,658人) ・新規協賛店舗数は前年(139件)より55件の増となったが、目標値達成に向けて、さらなる協賛店舗の増が必要であり、引き続き、地域子育て支援拠点と連携し、地域の店舗・施設への協賛店舗の開拓に取り組んでいく。(登録申請件数4区合計66件)	4,298千円	B	【利用者から】 ・子育てしていても知らなかったのも、今後外出するときはよくよく見てみようと思う。このような場所があると知ったら、お出かけしようというママさんが沢山いそう。 ・ハマハグマークの横に特典内容も表記してあると利用しやすくなると思う。 【協賛店舗から】 ・「近隣に手軽に利用できる公園がないので、助かる。ママ友をつくるきっかけになりそう。」とお声をいただいた。 ・事業を知らない方が多いため、広報等により認知度を上げる必要がある。	推進	地域子育て支援課
9	6	☆	乳幼児一時預かり事業(基本施策1の再掲)	延べ利用者数	88,124人/年	143,892人/年	129,029人/年	88,916人/年	B	令和4年度は34施設で事業を実施した。利用者は、前年度(69,025人)より19,891人増加している。 また、新たに新規事業者を選定し、令和5年4月に2施設(計36施設)が開所することになった。 令和3年度末に稼働開始した予約システムの改修を重ね、より利用者の利便性を高めている。	516,956千円	B	【利用者から】 ・社会復帰に迷いがあつたが、安心して預けられる場所があることで今後の準備期間となりよかつた。 ・ストレスなく育児ができていたので、たくさんのママたちに知ってもらいたい。 ・予約がとりづらい、預かり場所をもっと増やしてほしい。 【事業者から】 ・安心してお子さんを預け、リフレッシュして、また子育てを頑張ってもらえたらと思う。 ・預け先がなく、病院にさえいくことのできなかつた保護者がこの施設を知り、預けることでストレスが消えていく様子は、この事業の効果であると思う。	推進	保育・教育運営課
10	6	☆	横浜子育てサポートシステム事業(基本施策1の再掲)	延べ利用者数	59,401人/年	71,341人/年	69,732人/年	46,586人/年	B	・子どもを「預かってほしい人」と「預かる人」が会員として登録し、条件の合う会員間の連絡・調整をサポートすることで、地域における子育て支援を推進した。 ・地域ケアプラザ等、地域子育て支援拠点以外において事業紹介や入会説明会を行い、会員増加や事業周知につながるよう取り組んだ。 ・新型コロナウイルス感染症流行下において、昨年度と同様に引き続き活動自粛する会員はいるものの、感染対策をしながら利用する会員が増えたため、利用者数が昨年度(45,114人)より増加した。 ・利用希望件数に対するコーディネート率は95%となっており、ニーズにほぼ応えることができています。	245,590千円	B	【会員から】 ・事前打ち合わせで顔合わせすることにより安心して利用することができた。 ・仕事優先の日、家庭優先の日などスケジュールを組み立てやすくなった。 ・自分の子育てが落ち着いたら、提供会員として活動してみたい。 ・提供会員としての活動が生きがいとなっている。 【事業者から】 ・単に預かりの条件(日時等)が合う会員同士をマッチングするのではなく、ご家庭の事情、預かる児童の発達特性等も踏まえたコーディネートに努めている。 ・預かりのコーディネートだけでなく「会員から預かりに関する相談を受ける中で、預かり以外の子育て支援のニーズがある場合は、必要に応じて支援を紹介する」ということも意識するようにしている。 ・コロナ禍であっても活動して下さる地域の方がいることを心強く思う。	推進	地域子育て支援課

【基本施策7】ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

<これまでの主な取組>

1	ひとり親家庭の総合的な窓口「ひとり親サポートよこはま」において、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナーなどを、関係機関と連携して実施し、自立を支援しました。 令和2～4年度は新型コロナウイルスの影響による雇用情勢の悪化、及びその回復途上であり、自立支援教育訓練給付金等の利用による資格取得に向けた修業者は大幅に増加しましたが、就労者数の累計は、指標値の3か年分に相当する数値を下回りました。
2	親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、思春期・接続期支援事業を実施しました。
3	多様な保育ニーズに対応した一時保育などを経済的負担なく利用できる環境を整備するため、令和4年度から新たに、ひとり親家庭及び市民税非課税世帯を対象に横浜子育てサポートシステム事業の利用料減免を行いました。
4	母子生活支援施設入所者の自立支援及び退所後支援において、相談助言、その他必要な支援を行う職員を雇用している施設に対して補助しました。
5	DV被害者等を対象に、局・区・男女共同参画センターが一体的に「DV相談支援センター」の機能を果たし、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を実施しました。

<指標の進捗（取組による成果）>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	所管課
1	支援により就労に至ったひとり親の数	460人/年	1,800人 (5か年)	888人(3か年) (R4年度323人)	C	こども家庭課
2	ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数	4,971人/年	6,000人/年	5,648人/年	B	こども家庭課

<今後の取組の方向性>

1	ひとり親家庭の自立を促進するため、自立支援教育訓練給付金(※)の支給上限額を年20万円から40万円に引き上げます。 ※介護ヘルパー等の一般教育訓練や看護師等の専門実践教育訓練の対象を受講する場合の費用の一部を支給 今後、資格取得に向けた修業の修了者が増加していくことが見込まれますが、「ひとり親サポートよこはま」を通して、修了者の就職活動を支援するとともに、ひとり親家庭の親の積極的な採用を企業に働きかけ、就職者数の増加に向けて取り組みます。
2	思春期・接続期支援事業は、利用者の定員を80名から100名に増員し、子への学習支援と親への相談支援を拡充します。
3	若年女性相談支援モデル事業として、公的機関への相談につながりにくい若年女性を対象として、アウトリーチ型の支援や居場所の提供等を実施している団体に対し、事業費の補助を行います。
4	DV被害者支援の一環として、Web等を活用するなど様々な形で加害者更生プログラムを実施している民間団体への補助金を増額します。

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策7】ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

資料に一部誤りがあり11月8日時点で修正しました。
※修正部分は赤字

<主な事業・取組>

No.	施策	確保	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方針に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	7		ひとり親家庭等自立支援事業	-	(実施)	(推進)	-	①323人 ②5,648人	B	①ジョブスポットとの連携の推進により、323人の就労につながり、前年度(301人)より増えた。 ②ひとり親サポートよこほまにおいて、就労支援や法律相談などの総合的な支援を行ったほか、資格や技術を取得するための給付金事業や、養育費の取り決めを行った時にかかった費用の一部について補助金を支給する事業などを実施し、事業の利用者数は5,648人となり、前年度(4,685人)より増えた。	277,639千円	B	ひとり親家庭からの幅広い相談に対応するため、就労に関する知識だけでなく、心理面のフォローも行いながら支援を行う必要がある。	推進	子ども家庭課
2	7		日常生活支援事業(ヘルパー派遣)	-	利用者数: 母子296人、 父子86人	(推進)	-	利用者数: 母子165人、 父子41人	B	一時的な家事、育児支援等が必要なひとり親の方を対象に家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣した。また、未就学児が家庭に居る家庭には就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合には、定期的な利用を可能としている。	13,640千円	B	利用者からは一時的な利用(原則として6か月以内の利用)より、継続的な利用を希望する声も寄せられている。一方、実施事業者からは時間帯の希望に合うヘルパーの派遣が十分に行えない状況にあるとの意見が挙がっている。	推進	地域子育て支援課
3	7		保育所への優先入所	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	未就学児のいるひとり親家庭の親が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度を上げる取組を実施。	-	B	希望する保育所に預けやすくなり、安心して就労・求職活動等を行うことができています。	推進	保育・教育認定課
4	7		母子生活支援施設	-	(実施)	(推進)	-	月平均113世帯	B	緊急一時保護後、または居所がない母子へ、安全かつ安定した居所を提供した。入所後は、生活全般や子育て、手続き補助を行う等、母子の自立に向けた支援を実施した。	744,503千円	B	新規入所世帯数は昨年度並み。退所世帯数と入所世帯数はほぼ同じで、母子生活支援施設への入所による支援を必要とする母子世帯が必要時に迅速に入所できる状況であった。入所した母子は多様な課題やニーズを抱えているが、施設が丁寧に対応することで、自立退所に向かうことができた。	推進	子どもの権利擁護課
5	7		住宅確保の支援	-	<市営住宅申込時の優遇>申込件数: 1,338件 <民間住宅あんしん入居>相談件数:276件、成約件数:19件 <住宅セーフティネット事業>登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):52戸	(推進)	-	<市営住宅申込時の優遇>申込件数:754件 <民間住宅あんしん入居事業>令和2年度末で終了したため、実績なし <住宅セーフティネット事業>登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):10,107戸 居住支援協議会相談窓口対応件数(子育て・ひとり親):140件	B	<市営住宅申込時の優遇> ・入居者募集にあたり、母子・父子世帯601件、DV被害者世帯7件、子育て世帯146件に対して、当選率を一般組の3倍とする倍率優遇を実施した。 ・入居者資格の審査にあたり、中学校卒業までの子がいる世帯について、収入基準の緩和を行った。 <民間住宅あんしん入居事業> 「民間住宅あんしん入居事業」は令和2年度末で終了しました。 <住宅セーフティネット事業> ・セーフティネット専用住宅の中で一定の要件を満たす住宅について、家賃補助及び家賃債務保証料の補助を行った。 ・横浜市居住支援協議会相談窓口において、子育て世帯・ひとり親世帯からの相談対応を行った。	<市営住宅申込時の優遇> - <民間住宅あんしん入居> 0千円 <住宅セーフティネット事業> 78,555千円	B	<市営住宅申込時の優遇> 住宅政策審議会において、市営住宅については、入居者募集時の選考倍率の優遇や、子育て世帯に限定した専用住宅の提供などを継続して実施することが求められている。 入居者募集に関する具体的な内容については、年に2回実施されている入居者選考審議会に諮問し、現在の取組みを、今後も引き続き実施していくこととしている。 <住宅セーフティネット事業> ・セーフティネット住宅の登録戸数は増加したものの、特に経済的な支援が必要な低所得者を対象とした、家賃補助付きセーフティネット住宅の供給促進を図る必要がある。 ・居住支援協議会相談窓口だけでは解決が困難な相談については、福祉団体等と連携しながら対応する必要がある。	推進	建築局市営住宅課 建築局住宅政策課
6	7		母子・父子家庭自立支援給付金事業	-	自立支援教育訓練給付金事業支給人数: 68人 高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業支給人数:106人 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給人数:2人	(推進)	-	自立支援教育訓練給付金事業支給人数: 66人 高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業支給人数:227人 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給人数:7人	B	ひとり親家庭に対する自立支援給付金及び高等職業訓練促進給付金、高卒認定試験合格支援給付金の手続きを実施した。 前年度に引き続き、高等職業訓練促進給付金の支給対象の拡充や住宅支援資金貸付に対応した。 また、高等学校卒業試験合格支援事業については、国の制度改革に伴い、受講開始時給付金の給付を開始した。	182,243千円	B	ハローワークで行っている、自立支援教育訓練給付金と類似した給付金制度があり、申請時に併給利用の可否確認など、手続きが複雑になっているため、わかりやすい手続き方法が求められている。	推進	子ども家庭課
7	7		児童扶養手当	-	受給者数:18,708人(平成31(2019)年3月末)	(推進)	-	受給者数:16,286人	B	ひとり親家庭等の方に児童扶養手当の支給を実施した。	8,856,009千円	B	児童扶養手当はひとり親等が経済的基盤を築く為の重要な手当である。	推進	子ども家庭課
8	7		ひとり親家庭等医療費助成事業	-	対象者数:41,211人	(推進)	-	対象者数:36,568人	B	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図ることを目的として、医療を受けた際に要する費用(保険診療の一部負担金)の援助を実施。	1,681,732千円	B	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の推進に寄与している。	推進	健康福祉局医療援助課

No.	施策 確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策(☆)	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
9	7	母子父子寡婦福祉資金貸付	-	母子父子福祉資金貸付人数:487人、寡婦福祉資金貸付人数:16人	(推進)	-	母子父子福祉資金貸付人数:295人、寡婦福祉資金貸付人数:5人	B	母子・父子・寡婦世帯に修学資金等の福祉資金の貸付を実施した。	263,872千円	B	元々資力が十分でない世帯が貸し付け対象となるため、返済に困難を感じる世帯が多い。高等学校等就学支援金制度や給付型奨学金が拡充されてきているため、申込時に他の制度が利用できるかどうかの確認、及び無理なく返済を進められるような制度利用を働きかけていく必要がある。	推進	こども家庭課
10	7	寄り添い型生活支援事業(基本施策3再掲)	実施か所数	12か所	23か所	-	21か所	A	保護者の疾病や生活困窮状態にある家庭など、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象に、18区21か所で寄り添い型生活支援事業を実施し、手洗いうがいや歯磨き、食事の準備・後片付け等の基本的な生活習慣や、学校の勉強の復習・宿題等の学習習慣を身に付けるための支援を行った。(令和4年度拡充か所数:1か所)。さらに、送迎の強化により車両送迎等が始まったことで遠方に居住することで利用できなかった児童が利用できるようになったなどの効果が表れている。また、家庭的な雰囲気の中で保護者以外の大人と過ごすことで、それまで落ち着きのなかった子どもがスタッフの話を聞けるようになる、スタッフに悩みを相談できるようになる等の変化が見られた。コロナ禍においても、感染拡大防止策を取りながら開所し、子どもへの支援を継続した。	314,331千円	A	事業者アンケートにおいて、利用者のうち約9割の児童に改善が見られている。また、寄り添い型生活支援事業実施事業者からは、利用している子どもたちについて、手洗いうがいや食卓の準備・後片付けなどの基本的な生活習慣が身についた、他の利用者やスタッフに対して挨拶ができるようになったなどの効果が見られているという声が聞かれた。子どもたちからは、「今まで家であまりやらなかった料理をできるようになった」、「自分ほもっと頑張って、将来はきちんと仕事をしたい」、「ここ(生活支援事業)にずっと参加したい」など、様々な声が聞かれている。	推進	青少年育成課
11	7	寄り添い型学習支援事業(基本施策3再掲)	-	受入枠:950人	(推進)	-	受入枠:1,200人	B	寄り添い型学習支援事業では、学習活動等の支援を行い、生活改善や高校進学を促進するほか、進学後のフォローを行うことにより、安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取り組みを進めた。また、高校中退防止の取り組みとして、中学生教室を利用した高校生を中心に居場所や学び直しの場の提供、面談を通じた通学状況の確認等の取り組みを行った。また、高校中退者等も含む概ね15歳から18歳の高校生世代に対し、将来の選択肢の幅を広げる目的で、社会生活に関する様々な情報提供及び講座開催等の支援を行う「高校生世代支援事業」を全区で実施した。	257,609千円	A	寄り添い型学習支援事業実施事業者からは、「前向きに変化していく子どもたちの姿が見られ、やりがいを感している」等の声が聞かれた。子どもたちからは、「将来の夢が細かく決まってきた」、「家では言えない悩みも言えるようになった」、「家でも勉強できるようになった」等の声が聞かれた。また、高校進学の意識が高まり、目標に向かって勉強に取り組む中学生が多く見られた。	推進	健康福祉局生活支援課
12	7	民間活力による支援(ひとり親の自立支援に関する連携協定)	-	協定締結団体数(累計):2団体	(推進)	-	(実施)	B	ひとり親家庭思春期・接続期支援事業において、ひとり親家庭の親に対する相談支援を一般社団法人日本シングルマザー支援協会に委託して実施した。また、ひとり親サポートよこはまにおける離婚相談をしんぐるまざあず・ふおーらむが担当して行っている。	-	B	思春期・接続期支援事業では、相談の中で将来の子の教育費や自身の働き方のことなどを考えるきっかけとなったという意見があり、事業目的に即した効果的な支援を行うことができおり、ニーズの高まりが令和5年度の事業対象者拡大につながっている。離婚相談では、専門の相談員と話ができただけで、不安や悩みの解消につながったという意見が多数あり、民間団体の専門性を活かした支援を実施することができている。	推進	こども家庭課
13	7	女性相談保護事業	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	区福祉保健センターにおいて、女性の抱える様々な問題に対する相談や緊急的な一時保護を含めた自立支援を行った。加えて、相談支援の円滑化を図るために研修等を行い、相談員の人材育成に取り組んだ。また、一時保護をためらう相談者に対する安全確保や、自立支援のための取組を民間団体と連携し実施した。	132,712千円	B	相談者の多様なニーズに対応するため、支援策について更なる検討を進める必要がある。	推進	こどもの権利擁護課
14	7	DV被害者支援	DVIに関する相談件数	4,842件/年	5,300件/年	-	4,291件/年	B	《こどもの権利擁護課》 こども青少年局を統括・調整部署とし、区福祉保健センター、男女共同参画センターの3者が一体的に「横浜市DV相談支援センター」の機能を果たし、DV被害者への相談・支援を行った。また、相談員や職員へのスーパーバイズを行い、人材育成に取り組んだ。 《政策局男女共同参画推進課》 ・各区役所や医療機関等で相談窓口のカードを配布し、DVIについての啓発と電話相談窓口の周知を行った。 ・11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に18区での広報啓発物の配布や展示などのキャンペーンを実施した。あわせて市庁舎や市内観光施設等でのパープルライトアップ、みなとみらい線ホームドアサイネージでの啓発画像掲出を実施した。 ・SNSで「女性に対する暴力をなくす運動」期間やパープルライトアップ、DV相談支援センターについて周知を行った。	300千円	B	《こどもの権利擁護課》 相談窓口の更なる周知を続けるとともに、関係機関との情報連携、相談員や職員のスキルアップ等を推進していく必要がある。 《政策局男女共同参画推進課》 啓発と相談窓口の周知により、相談につながっていると考えられる。	推進	こどもの権利擁護課 政策局男女共同参画推進課
15	7	若者向けデートDV予防啓発	-	啓発講座実施回数・延べ受講人数(年):30回・4,302人	(推進)	-	啓発講座実施回数・延べ受講人数(年):24回・2,746人	B	・市内中学、高校21校に対して、デートDV防止講座を実施した。(年間計24回、延べ受講者数2,746人) ・前年度(年間計17回、延べ受講者数2,050人)より増加した。	1,172千円	B	・受講者の満足度が90%を超えており、効果の高い事業を実施できた。 ・アンケートでは、「自分で考える時間とそれをシェアする時間があり、より深く考えることができた。」「相手のことが好きで自分のものにしたい支配欲求から起こることがわかった。」「相手を尊重することも大切だが、自分を守ることも大事だとよくわかった。自分の気持ちを伝える、相手の気持ちを理解することが出来る関係が大切だと思った。」等、効果的に予防啓発を実施できていることを確認できる記述も多かった。	推進	政策局男女共同参画推進課

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
16	7		女性緊急一時保護施設補助事業	-	補助団体数:4団体	(推進)	-	4団体	B	女性福祉相談事業において、DV被害者の避難や居所を失った女性と同伴児に対し、緊急時に保護できるよう、受け入れ先の安定的な確保を行うとともに、一時保護後の自立に向けた支援を行うため、DV被害者等支援を行う民間団体に補助金を支出した。 また、一時保護をためらう相談者に対する安全確保や、自立支援のための取組を行う民間団体へ補助金を支出した。	39,386千円	B	補助団体との意見交換を行い、課題や必要な経費等の検討を行っている。	推進	こどもの権利擁護課
17	7	☆	母子生活支援施設緊急一時保護事業	延べ利用世帯数	75世帯/年	92世帯/年	92世帯/年	56世帯/年	B	母子の緊急一時保護対応に迅速に対応し、安全を確保した支援を実施した。 本事業の枠組みで実施している妊娠期支援事業については特定妊婦の安全な出産・育児ができるよう支援を実施した。	64,625千円	B	利用世帯数は減少したが、DV等の緊急的な保護に加え、支援者のいない妊婦の受け入れを行うことで、母子生活支援施設の新たな役割として周産期からの虐待予防の支援が効果的に展開できた。	推進	こどもの権利擁護課

【基本施策8】 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

資料に一部誤りがあり11月8日時点で修正しました。
※修正部分は赤字

<これまでの主な取組>

1	区子ども家庭支援課に、児童福祉法に基づく「こども家庭総合支援拠点」機能を全区に整備し、要保護児童等への支援の強化や、子どもや家庭からの様々な相談に専門職が対応する「こども家庭相談」を実施しました。
2	令和3年10月の「横浜市子供を虐待から守る条例」の一部改正により明文化した「子どもに対する体罰等の禁止」などについて、啓発動画を作成し、SNSや公共交通機関での活用により、広報・啓発を行いました。
3	増加する児童虐待対応と支援強化のため、鶴見区で新たな児童相談所の整備に着手しました。 また、新たな児童相談所の開所までの間、市内東部方面に中央児童相談所のサテライト拠点を設置し、児童虐待への迅速な対応を図りました。
4	里親制度が広く市民に理解され広まるよう、SNS等を活用し制度の認知度向上に取り組みました。 また、里親活動に関心のある方を対象とした制度説明会や講演会を開催するとともに、里親申請者に対する研修の受入人数を増やし、より多くの子どもを里親家庭に迎えられよう、里親の確保に取り組みました。

<指標の進捗（取組による成果）>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	所管課
1	虐待死の根絶	0人	0人 【毎年度】	4人	D	こどもの権利擁護課
2	里親等への新規委託児童数	32人/年	170人 (5か年)	100人(3か年) (R4年度43人)	C	こどもの権利擁護課

<今後の取組の方向性>

1	改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」の設置に向け、区子ども家庭支援課において、さらなる相談支援機能の強化を図るための検討を進めます。
2	児童虐待の発生防止・早期発見・早期対応のため、地域の民生委員・児童委員等を対象に「児童虐待防止サポーター養成講座」を開催し、地域における見守り体制を充実します。
3	児童相談所業務において、電話相談へのAI文字起こしシステムの導入やWeb会議環境の整備など、迅速な対応の強化や業務の効率化等に取り組みます。
4	児童虐待対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上をはかるため、(仮称)東部児童相談所の新規整備を進めます。また、南部児童相談所の再整備を進めます。
5	近年、これまで取り組んできた里親制度の広報啓発や、児童相談所による里親委託推進の取り組みの成果が見え始め、新規里親登録数は増加傾向にあります。里親委託をさらに推進するため、令和5年9月から里親フォスタリング事業を民間委託し、新たに里親の積極的なリクルート等を行うことで、里親の担い手を増やしていきます。
6	児童虐待により子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例については、外部委員による検証委員会で再発防止策について検証していきます。引き続き、虐待死の根絶を目指し、児童虐待の発生防止に向けた取組を一層強化していきます。

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策8】 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

<主な事業・取組>

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	8	☆	区の要保護児童対策地域協議会の機能強化	個別ケース検討会議	1,737件/年	1,879件/年	1,954件/年	1,856件/年	B	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭総合支援拠点が整備され、各区子ども家庭支援課の児童虐待等に対応する体制を強化し、児童虐待に関する通告や相談に対して、より迅速な対応を行っている。 ・各区の要保護児童対策地域協議会の活動の推進により、実務者会議やエリア別会議、関係機関訪問など、多様な開催方法で実施し、地域で見守るネットワークづくりが強化されている。 ・平成28年度に定めた『要保護児童及び要支援等の情報提供・共有』に関する事務取扱要領を令和2年5月に改訂し、要保護・要支援児童の支援のための連携を更に図ることができている。 	19,292千円	B	啓発の効果もあり、一般市民の児童虐待予防への理解も深まり、虐待対応件数も年々増加している。区が会議や研修を実施し、要対協の調整機関としての役割を担っていることが関係機関に浸透し、関係機関との連携の充実が更に図られている。	推進	子どもの権利擁護課
2	8		医療機関との連携強化	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	<ul style="list-style-type: none"> ①横浜市児童虐待防止医療ネットワークの構築に向けた取組：市内中核医療機関等の院内虐待防止委員会の標準化を図るため、症例検討等を実施した(標準化部会3回/年、情報交換会1回/年、CDR勉強会1回/年、研修1回/年)。 ②横浜市子育てSOS連絡会(要対協代表者会議)(2回/年)や各区児童虐待防止連絡会(要対協実務者会議)に医療従事者(医師会、歯科医師会)が出席した(令和4年度18区合計26回)。 ③医療機関と行政との連絡会を実施した。 ④横浜市医師会と共催で虐待防止研修会を開催した。 ⑤横浜市歯科医師会の要保護児童対策地区担当者協議会で研修を実施した。 ⑥子ども虐待防止ハンドブックを改訂し、病院・一般診療所・歯科診療所へ配布した。 ⑦児童相談所が、横浜市内医療機関の小児科、産婦人科医師等を対象に、性的虐待被害児診察トレーニング研修を実施した。(1回/年) 	220千円	B	横浜市児童虐待防止医療ネットワークや横浜市SOS連絡会、各区児童虐待防止連絡会等の実施により、医療機関との連携が推進されている。	推進	子どもの権利擁護課
3	8		未就園児等の把握	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	厚生労働省からの通知を受けて、未就園児等の把握に向けた取組を進めている。未確認の児童については、出入国の状況調査や頻回な家庭訪問などにより、安全確認を行っている。	22,210千円	B	対象児童の安全確認を確実にを行うことで、支援を必要としている子どもの把握と早期支援が行われている。	推進	子どもの権利擁護課
4	8		「子ども家庭総合支援拠点」機能の検討	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	令和4年度は新たに8区の子ども家庭支援課に専門職の配置や必要な設備の整備を行い、10月から全区において「子ども家庭総合支援拠点」(以下「拠点」という。)としての運営を開始した。	675,429	B	全区において拠点機能の運営を開始したことにより、児童虐待に関する通告、相談に迅速に対応する体制が構築された。また、継続的な支援が必要な子どもや家庭に対しては、これまで以上に専門的に検討したうえできめ細かく支援を行っている。	推進	子ども家庭課
5	8		児童虐待防止の広報・啓発	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	<ul style="list-style-type: none"> ・体罰等によらない子育てと子どもの権利に関する啓発動画(養育者向け、子ども向け、一般市民向け)を作成し、SNSや公共交通機関を活用して配信した。 ・横浜市子ども虐待防止ハンドブックを改訂し、関係機関へ配布した。(学校2700冊、医療機関3950冊、歯科医療機関1700冊等) ・市民を対象に「子どもに対するしつけと体罰に関するアンケート」を実施し、体罰によらない子育てを啓発した。 ・オレンジボンたすきリレーで啓発ブースを展示した。 	8,179千円	B	「子どもに対するしつけと体罰に関するアンケート」では、令和2年度の調査結果と比較すると、体罰を決してすべきではないと考える人が増加しており、令和元年の「児童虐待の防止等に関する法律」の改正や、令和3年の「横浜市子供を虐待から守る条例」の改正、などの効果がうかがわれる結果となった。改訂版ハンドブックを関係機関へ配布し、会議や研修で活用することにより、児童虐待の理解や発見時の対応、体罰によらない子育ての推進に取り組んだ。	推進	子どもの権利擁護課
6	8		児童相談所の相談・支援策の充実と人材育成	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	A	増加が続く児童虐待通告に適切に対応できるよう、職員体制の強化及び人材育成の推進に取り組むとともに、市内東部方面に中央児童相談所のサテライト拠点を新設し、初動対応の強化を図った。また、関係機関とのネットワーク会議や警察との協定に基づく情報共有、検察や裁判所との連絡会の主催などにより、連携を推進した。	-	A	急増する児童虐待への通告に対し、関係機関と連携し、早期介入・早期支援に努めている。	推進	中央児童相談所
7	8	☆	養育支援家庭訪問事業	①家庭訪問延べ回数 ②ヘルパー派遣延べ回数	①3,112回/年 ②6,873回/年	①5,202回/年 ②9,891回/年	①4,349回/年 ②9,639回/年	①3,860回/年 ②7,759回/年	C	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待等の問題を抱える家庭に対して、養育支援家庭訪問員および養育支援ヘルパーを派遣し、児童、保護者の相談・支援を通して、安定した生活状況の確保、児童の安全確認、児童虐待の発生・再発の防止を図っている。 具体的には、家庭訪問による生活状況の把握、養育面、生活面での助言指導、ヘルパー派遣による家事援助、児の保育園送迎等の業務を担っており、家庭の負担を軽減するとともに、虐待等のリスクをいち早く察知し、対処するモニタリングの効果も上げている。 なお、家庭訪問延べ回数(前年度:3,848回)は前年度より増加したが、ヘルパー派遣延べ回数(前年度:7,849回)は事業者の減少もあり、前年度を下回った。 	105,415	B	本事業実施により、養育者と子どもの生活面、養育面での負担軽減を図ることで、親子関係不調や児童虐待等のリスクを回避することができている。虐待の予防・再発防止の効果も発揮できている。	推進	中央児童相談所

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
8	8	☆	子育て短期支援事業	①ショートステイの延べ利用者数 ②トワイライトステイの延べ利用者数	①715回/年 ②4,973回/年	①787回/年 ②6,833回/年	①831回/年 ②6,863回/年	①566回/年 ②4,576回/年	C	児童を養育する家庭において、保護者の疾病等の理由により、一時的に児童を養育することが難しくなった場合に、児童家庭支援センター等で預かりを行った。 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、複数家庭の児童が同時に利用できない等の制限を行ったため、実績減となった。	514,900千円	B	地域の中での見守り、養育ができることで、保護者のレスパイトケアとして有効性が高い。	推進	こどもの権利擁護課
9	8	☆	母子生活支援施設緊急一時保護事業(基本施策7の再掲)	延べ利用世帯数	75世帯/年	92世帯/年	92世帯/年	56世帯/年	B	母子の緊急一時保護対応に迅速に対応し、安全を確保した支援を実施した。 本事業の枠組みで実施している妊娠期支援事業については特定妊婦の安全な出産・育児ができるよう支援を実施した。	64,625千円	B	利用世帯数は減少したが、DV等の緊急的な保護に加え、支援者のいない妊婦の受け入れを行うことで、母子生活支援施設の新たな役割として周産期からの虐待予防の支援が効果的に展開できた。	推進	こどもの権利擁護課
10	8		一貫した社会的養護体制の充実	①横浜型児童家庭支援センターの設置数 ②施設等退所後児童の支援拠点数 ③退所後児童に対する継続支援計画の作成件数	①12か所 ②1か所 ③8件/年	①18か所 【令和2年度】 ②2か所 ③50件/年	-	①18か所 ②1か所 ③20件/年	B	横浜型児童家庭支援センターについては、令和4年5月に18箇所目が開所した。 退所後児童の支援については、支援拠点として、退所者等が気軽に集える居場所「よこはまPortFor」を運営し、就労や進学、生活全般の様々な相談やメールマガジン等での情報発信及び支援を行った。また、退所後児童に対する継続支援計画を20件作成した。	427,088千円	B	横浜型児童家庭支援センターについては、地域の身近な相談支援機関として、有効性が高いため、引き続き、18区にて事業を進める必要がある。 退所後児童の身近な居場所として「よこはまPortFor」の存在は大きい。支援拠点を増やす場合は、支援の用途を分けて設置することも考えられる。 退所後児童に対する継続支援計画については、資格取得支援事業など、継続支援計画を作成することで受けられる支援の拡充を図り、今まで対象とならなかった児童の作成も増加すると考えられる。	推進	こどもの権利擁護課
11	8		里親等委託の推進	里親の制度説明会の実施回数	6回/年	30回(5か年)	-	15回(3か年) (R4年度6回)	B	制度説明会については、感染症対策を講じることで、当初の予定通り年6回開催した。 例年通り、制度説明と里親経験者による体験談の発表をプログラムとして実施し、うち1回はZoom開催とした。	20,118千円	B	里親制度への理解や里親経験者による体験談など参加者から好評で、里親申請に繋がる取組として有効である。	推進	こどもの権利擁護課
12	8		区役所における人材育成	調整担当者研修受講者数	19人(累計)	100人(累計)	-	104人(累計)	B	平成29年度から児童福祉法において、要保護児童対策調整機関調整担当者研修が義務付けられ、本市ではこども青少年局こどもの権利擁護課が要保護児童対策調整機関として位置付けている各区のこども家庭支援課こどもの権利擁護担当者向けに研修を実施している。令和4年は4月から9月に計6日間14項目の講義・演習を実施した。	1,040千円	B	令和4年度は、受講者は27名で、全項目を受講し修了証の交付を受けた調整担当は13名であった。	推進	こどもの権利擁護課

【基本施策9】ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

<これまでの主な取組>

1	誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む市内中小企業を「よこはまグッドバランス賞」として認定しました。 また、よこはまグッドバランス賞認定・表彰式において、企業の経営者を対象に、「男性も子育てしやすい職場と、その経営者や上司」をテーマとした講演を実施しました。
2	父親育児の機運を高め、父親同士の仲間づくりを支援するため、地域ケアプラザ等の身近な施設において父親育児支援講座を開催するとともに、気軽に参加できるよう家族で賑わう商業施設においても講座を開催しました。
3	子どもを大切にする社会的な機運を醸成するため、子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）について、地域子育て支援拠点と連携し、地域において子育て支援に協力的な店舗・施設に新規登録の働きかけを行いました。

<指標の進捗（取組による成果）>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	所管課
1	よこはまグッドバランス賞認定事業所数	139事業所/年	1,200事業所 (5か年)	635事業所 (3か年) <small>(R4年度231事業所)</small>	B	政策局男女共同参画推進課
2	市内事業所における男性の育児休業取得率	7.2% 【平成29年度】	27%	15.7% <small>(隔年実施のため R3実績値)</small>	C	政策局男女共同参画推進課

<今後の取組の方向性>

1	経営層の多くを占める男性を対象として、男性の育児休業取得の意義を伝える意識啓発を行います。 よこはまグッドバランス企業認定事業を通して、本計画及び当該目標について市内企業へ周知を行うほか、長時間労働の是正、多様な働き方や、育休取得に関する理解促進に向けた取組を推進します。
2	父親育児支援講座について、地域ケアプラザ等の身近なに加えて、市内企業においても開催します。 また、啓発冊子やウェブサイト(ヨコハマダディ)による父親向け育児支援の情報発信を行います。
3	ハマハグの協賛店舗の増に向け、引き続き、地域子育て支援拠点と連携した地域の店舗・施設への協賛の働きかけや、子育て家庭への利用促進のPRに取り組めます。
4	社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、引き続きワーク・ライフ・バランス推進に関する普及・啓発等に取り組めます。

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策9】ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切に作る地域づくりの推進

資料に一部誤りがあり11月8日時点で修正しました。
※修正部分は赤字

<主な事業・取組>

No.	施策 確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	9	企業等の認定制度「よこはまグッドバランス賞」	-	(実施)	(推進)	-	231社	B	R4年度は51社を新規認定し、認定企業数は過去最多の231社となった。 【参考】 ・募集期間:令和4年6月23日～8月31日 ・認定・表彰式:令和5年1月20日 ・令和4年度認定企業認定期間:令和5年1月～令和6年12月 ・認定企業数の推移 H27年 55社→H28年 59社→H29年 99社→H30年 139社 →R元年 178社→R2年 199社→R3年 205社→R4年 231社	3,964千円	B	平成19年度の事業開始以降、認定企業は年々増加し、令和4年度は231社となっている。認定企業が増加していることから、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む企業が増加の傾向にあると考えられる。認定企業からは、従業員のモチベーションアップにより生産性が向上した、採用への応募者増につながった、といった意見があり、本事業が、誰もが働きやすい職場環境づくりに寄与していると考えられる。	推進	政策局男女共同参画推進課
2	9	多様で柔軟な働き方等の取組を行う企業に対する支援	-	支援した企業数:96社	(推進)	-	-	-	経済局として、当該助成金事業は終了した。(計画策定時に想定していた事業は終了、多様で柔軟な働き方事業は下の行に記載の通り実施している。)	-	-	-	-	経済局中小企業振興課、経済局雇用労働課
3	9	企業を対象としたセミナー等の実施	-	セミナー等実施回数:7回	(推進)	-	【政策局男女共同参画推進課】 【経済局中小企業振興課】	B	【政策局男女共同参画推進課】 ・よこはまグッドバランス賞認定・表彰式において、企業の経営者を対象に、「男性も子育てしやすい職場と、その経営者や上司」をテーマとした講演を実施。(参加:67名/44社) ・認定企業の経営者、人事・労務担当者を対象に、「仕事と子育て・介護等の両立に必要なことー子育て・介護等による離職を防ぐためには?ー」をテーマに、ワーク・ライフ・バランスの実践的な取組を学ぶセミナーを開催。(参加:17名/13社) 【経済局中小企業振興課】 多様で柔軟な働き方に取り組もうとする市内中小企業等の経営者、管理職、人事担当者等に対し、仕事と育児・介護の両立支援や、働き方改革等について、身近な事例紹介等を盛り込んだハイブリッドセミナー(WEB・会場)を開催し支援した。	企業等の認定制度「よこはまグッドバランス賞」の予算に含まれます。 【経済局中小企業振興課】 800千円	A	【政策局男女共同参画推進課】 セミナーの受講者である認定企業の経営者や人事・労務担当者からは、育児や介護の相談窓口の情報を知ることができて良かった、平日頃から様々な相談窓口について周知することの重要性に改めて気づいた、といった意見があり、この取組が企業のワーク・ライフ・バランスの推進につながっていると考える。 【経済局中小企業振興課】 セミナー受講者からは、「オンラインで参加でき、大変助かった」、「事例を用いて非常に聞きやすく、わかりやすかった」といった感想があがった。また、多様で柔軟な働き方の推進に関して、横浜市に期待することとして、セミナーの開催を期待するという声が多く寄せられた。	推進	政策局男女共同参画推進課、経済局中小企業振興課
4	9	共に子育てをするための家事・育児支援	地域における父親育児支援講座の参加者数	981人/年	6,825人(5か年)	-	3,313人(3か年) (R4年度1,378人)	B	・父親育児支援講座を、地域ケアプラザや親と子のつどいの広場、地域子育て支援拠点などの地域の身近な施設等において101回開催し、参加者数は前年度の1,105人より273人増えた。 ・啓発冊子「パパブック」を区役所や地域子育て支援拠点等で配布、活用した。 ・ウェブサイト「ヨコハマダディ」の運営により、父親向け育児支援に関する情報配信を行った。 ・プレパパ・プレママに向け、子どものいる暮らしをより充実させるための子育てと仕事の両立生活の情報支援を行うための冊子「ワーク・ライフ・バランスハンドブック」を子育てイベントや区等で配布、活用した。	9,045千円	B	・父親同士で交流する機会も今まで無かったので引き続き参加したい。 ・パパ専用の育児情報を収集できるアプリ(通知)がほしい。 ・子どもを通じて地域活動にとりくみたい。 ・子育ての悩みに答えるQAの会があると困っている事を解決できると思った。	推進	地域子育て支援課
5	9	祖父母世代に向けた孫育て支援	-	孫育てに関する啓発リーフレット配布:約6,000部	(推進)	-	(実施)	B	祖父母世代に向けた孫育てに関する情報を掲載した冊子「まごまご応援ブック」を、区役所や地域子育て支援拠点等に配布し、普及啓発に取り組んだ。	-	B	啓発冊子についての問合せを頂いており、市民からのニーズの高さが伺える。	推進	地域子育て支援課
6	9	「トツキトウカYOKOHAMA」プロジェクトの推進	-	「トツキトウカYOKOHAMA」配布:約18,000部	(推進)	-	(未実施)	-	令和4年度の「トツキトウカYOKOHAMA」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により協賛企業の減少及び発行を見送った。	-	B	過去に発行した「トツキトウカYOKOHAMA」を学校教材として活用したい等の要望が寄せられている。	推進	企画調整課
7	9	結婚を希望する方や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供	-	結婚応援セミナー実施回数:2回	(推進)	-	(実施)	B	・結婚を希望する方や、子の結婚を希望する親を対象とした結婚応援セミナーをオンライン開催した。	1,360千円	B	利用者アンケートより以下の回答をいただいた(抜粋) 【子の結婚を希望する親】 ・親の考え方もバージョンアップが必要と感じた。 ・セミナーで聞いたことを参考に、子どものサポートをしたいと思う。 ・データをもとに大変説得力のある良い内容で、今回参加して大変有益だった。 【結婚を希望する本人】 ・行政が主催ということで、安心して参加できた。 ・最後の質疑応答が具体的に他の方の関心の高さも伺えた。 ・全体を通してデータを基にお話して下さるので信用できた。	推進	企画調整課

No.	施策 確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
8	9	子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)(基本施策6の再掲)	新規協賛店舗数	276件/年	1,296件 (5か年)	-	590件(3か年) (R4年度194件)	C	・情報番組でハマハグについて取り上げられたこともあり、利用登録者数が増加した。(増24,852人 内アプリ登録者19,658人) ・新規協賛店舗数は前年(139件)より55件の増となったが、目標値達成に向けて、さらなる協賛店舗の増が必要であり、引き続き、地域子育て支援拠点と連携し、地域の店舗・施設への協賛店舗の開拓に取り組んでいく。(登録申請件数4区合計66件)	4,298千円	B	【利用者から】 ・子育てしていても知らなかったで、今後外出するときはよくよく見てみようと思う。このような場所があると知ったら、お出かけしようというママさんが沢山いそう。 ・ハマハグマークの横に特典内容も表記してあると利用しやすくなると思う。 【協賛店舗から】 ・「近隣に手軽に利用できる公園がないので、助かる。ママ友をつくるきっかけになりそう。」とお声をいただいた。 ・事業を知らない方が多いため、広報等により認知度を上げる必要がある。	推進	地域子育て支援課
9	9	地域における子どもの居場所づくりに対する支援	-	地域における子どもの居場所の把握数(平成30年7月):183か所	(推進)	-	(実施)	B	・子どもの居場所づくり活動支援補助金、アドバイザー派遣事業、セミナー開催等による団体支援を行った。また、R4年度は物価高騰の影響を受ける子どもの居場所に対して、子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金を実施し、安定的な運営が行えるよう支援を行った。 ・こども食堂の立ち上げに関するガイドブック「横浜で子ども食堂・地域食堂を作ろう!ガイドブック」を、各区・関係部署に配布した。	29,000千円	B	子どもの居場所づくりの支援に関する問合せを多くいただいでおり、市民ニーズの高さが伺える。 物価高騰対策支援金について団体から「相次ぐ値上げによる資金繰りに大変困っていた。支援金がもたらえて助かる」といったご意見をいただいた。	推進	地域子育て支援課
10	9	子どもの事故予防啓発事業	-	子どもの事故予防啓発リーフレット配布:約50,000部	(推進)	-	45000部	B	・リーフレット「ここが危ない!子どもの事故予防」を区や地域子育て支援拠点等で配布、活用した。(発行45,000部)	620千円	B	当リーフレットは、乳幼児健診等で養育者に配布を行うことで、お住いの環境を再点検していただくことを促し、こどもの事故予防に繋げている。	推進	地域子育て支援課
11	9	交通安全教育の推進	-	幼児交通安全教育訪問指導回数:184回 保護者向け交通安全講話実施回数:7回 はまっ子交通あんぜん教室の実施回数:281回	(推進)	-	幼児交通安全教育訪問指導回数:284回 保護者向け交通安全教室実施回数:8回 はまっ子交通あんぜん教室実施回数:257回	A	幼稚園・保育所等を訪問し、園児にバペットを使用した基礎的な交通ルールや、横断歩道の渡り方などの指導を行う「幼児交通安全教育訪問指導」を訪問先を増やし実施した。 幼稚園・保育所の保護者を対象とした交通安全教室を昨年度より倍の件数開催し、子育ての当事者に対する子どもの交通安全教育を実施した。 はまっ子交通あんぜん教室(小学校での体験型交通安全教室)を実施し、身を守る歩き方と正しい自転車の乗り方を学ぶ機会を提供した。 それぞれ新型コロナウイルスの影響により、キャンセル等が発生したが、下半期に追加で教室を募集するなどにより前年度より多くの訪問指導により交通安全教育の推進に努めた。	28,798千円	A	マスコットによる幼児交通安全教室は参加者や実施園から大変好評であり、「毎年来てほしい」旨、要望を多く受けている。また、これまで1~3月のみ実施していた就学前指導を令和4年度からは10~3月で申し込みが可能としたことにより、より希望園のニーズに合わせる事ができた。 保護者を対象とした交通安全教室では、子どもの視野の狭さや情動発達など特性とともに自転車への子どもの乗せ方等保護者が普段意識していない交通ルールについて啓発する機会となっており、参加した保護者や幼稚園・保育所職員から高評価を得ている。 はまっ子交通安全教室では地域の企業や保護者も参加し、一体的にルールと交通安全行動を意識することができている。	推進	道路局交通安全・自転車政策課
12	9	地域防犯活動支援事業(緊急防犯パトロール事業を含む)	-	子ども安全リーフレットの配布(市内小学生への配布):約125,000部	(推進)	-	(実施)	B	各区の実情に応じた防犯関係事業の推進や、市内全域で青色回転灯装着車による「安全・安心のまちづくり対策パトロール」「緊急防犯パトロール」(緊急雇用創出事業)を実施した。民間企業等との「子どもの安全ネットワーク会議」や「子ども安全フェスタ」の開催等を通じた広報・啓発活動の実施などにより、地域における子どもの見守り活動への理解を深めるなど、子どもの安全対策を推進した。 また、SNS等のネットワークを悪用した犯罪等のトラブルに巻き込まれる子どもが増加している状況を踏まえ、危険な目に遭わないための使い方をわかりやすく伝える啓発動画を作成するとともに、「サイバー子ども安全教室」を実施した。	34,022千円	B	安全・安心のまちづくり対策パトロール(月14日)、緊急防犯パトロール(緊急雇用創出事業)(182日間)、子どもの安全ネットワーク会議、子ども安全フェスタ等を実施、効果的に子どもの安全啓発を行うことができた。	推進	市民局地域防犯支援課
13	9	よこはま学援隊	-	申請校数:245校	(推進)	-	申請校数:252校	B	児童生徒の登下校見守り活動など、保護者や地域住民が行う学校の安全管理に係るボランティア活動を支援することで、安全・安心な学校づくりを推進。	13,500千円	B	【学校から】児童等が安全に登下校することができ、教職員の負担軽減につながっているとの意見が寄せられている。	推進	教育委員会学校支援・地域連携課
14	9	誰にもやさしい福祉のまちづくり推進事業	①鉄道駅舎へのエレベーター等の設置による段差解消駅数 ②ノンステップバスの導入率	①151駅(累計) ②74.5%(累計)	①152駅(累計) ②82.6%(累計)	-	①154駅(累計) ②81.8%(累計)	B	①一時休止(事業者からの申請がなかったため) ②4年度の補助台数は民営2台(相鉄バス2台)	①- ②1,711千円	B	①、②ともに毎年予算要望があり、市民ニーズは高い	推進	健康福祉局福祉保健課
15	9	地域子育て応援マンションの認定	-	認定戸数(累計):5,907戸	(推進)	-	6,743戸	B	バリアフリーや遮音性に配慮する等、施設・構造面にやさしく、保育所等の地域向け子育て支援施設を併設したマンションを「横浜市子育て応援マンション」として、6,743戸認定(累計認定戸数)。	1千円	B	入居者へのアンケートでは、地域子育て応援マンションの認定が入居の大きな判断材料の一つとなっているとの意見がある。	推進	建築局住宅政策課